

## 第三者調査報告書

2023年4月18日

調査委嘱者  
特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク  
理事長 山口 益 弘 殿

調査実施者  
弁護士 永 来 知 宙

当職は、消費者契約法第31条第2項の定めに基づき、調査委嘱者の差止請求関係業務その他の業務が消費者契約法に従い適正に遂行されているかどうかについて、2022年4月1日から2023年3月31日までのその業務の遂行状況を調査したので、結果について以下のとおり報告する。

調査にあたり2023年4月18日午後5時00分から、調査委嘱者の事務所にて帳簿書類等の保管状況の確認を行った。

以下、法は消費者契約法を、規則は消費者契約法施行規則を指す。

### 第1 法第30条（帳簿書類の作成及び保存） 関連

#### 1 規則第21条第1項第1号

事案ごとに適正に作成・保管されている。

#### 2 規則第21条第1項第2号

対象期間内に該当事案がなかったため作成書類はない。

#### 3 規則第21条第1項第3号

面談，電話，FAX，郵送，電子メールによる情報提供の受付記録は，受付順に記載され保管されている。

#### 4 規則第21条第1項第4号

差止請求情報提供業務に至った事案ごとに適正に作成・保管されている。

#### 5 規則第21条第1項第5号

事案ごとに適正に作成・保管されている。

6 規則第21条第1項第6号

理事会議事録は、開催される理事会ごとに、法第13条第3項第5号の検討を行う部門（検討委員会）における検討の経過及び結果を記録したものは開催ごとに、日付順に、適正に作成・保管されている。

7 規則第21条第1項第7号

適正に作成・保管されている。

8 規則第21条第1項第8号

適正に作成・保管されている。

9 規則第21条第1項第9号

対象期間内に当該財産上の利益の受領はなかったため作成書類はない。

第2 法第16条第2項（適格消費者団体出る旨の事務所での掲示）

掲示看板は事務所正面の見やすいところに掲示されている。

第3 法第18条（変更の届け出）

変更届出の書類は、適正に作成・保管されている。

第4 法第23条第3項（適格消費者団体間の連携）

適格消費者団体連絡協議会への出席等を通じ、他の適格消費者団体との適切な連携を図っていることを確認した。

第5 法第23条第4項（内閣総理大臣への報告義務）

該当案件は、適正に内閣総理大臣に報告されている。

第6 法第27条（判決等に関する情報の提供）

当法人は差止請求訴訟を提起していないので、判決の情報提供はない。

裁判外の権利行使についての情報提供は、当法人のホームページを通して適切になされた。

第7 法第28条（財産上の利益の受領の禁止等）

対象期間内に該当する財産上の利益の受領はなかったため、作成書類は無い。

第8 法第31条（財務諸表の作成、備え置き、閲覧及び提出等）

- ・定款
- ・業務規程
- ・役職員等名簿
- ・適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別を記載した書類
- ・財務諸表等
- ・収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項
- ・その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類
- ・差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

上記の書類はそれぞれ書類ごとに分類され、適正に作成・保管されている。

第9 その他

登記事項証明書は、対象期間に関する事項が適正に登記されている。

以上